

すかがわ魅力創出補助金 Q&A

質問		回答	
Q1	団体の構成員等による飲食費は補助対象外だが、飲食店のレポート（取材）を目的とした場合も認められないのか。	A1	取材にかかる経費は対象になります。ただし、別途相談してください。
Q2	団体の構成員に対する人件費及び謝礼は、補助対象にならないのか。	A2	要項に記載のとおり、補助対象外です。
Q3	イベントを企画して、参加者から参加費を徴収することは認められるか。	A3	参加費等を徴収した場合、市から交付する補助金は、全体の経費から参加費等を控除した額（上限50万円）となります。
Q4	事業の一部について、ほかの補助金等を活用してもよいのか。（例：取材費は本事業、製本費は別事業。）	A4	要項に記載のとおり、本市から別の財政的支援を受けている場合は、本事業を利用することはできません。
Q5	交付決定日以前の支出については認められるか。	A5	原則として、交付決定日から令和7年2月末までの経費が対象となるため、交付決定日以前の支出は対象外となります。
Q6	ウルトラマン等の写真や映像を使用する場合、権利の確認は市が行うのか。	A6	著作権等の権利関係は、事業実施者が権利者より許諾を得てください。
Q7	成果物の使用について、何か制限はあるのか。	A7	成果物に「令和6年度すかがわ魅力創出事業」と明記したうえで、積極的にPRをお願いします。

※申請内容については、審査会において審議します。